

Client Alert

February 2010

www.bakermckenzie.com

For further information please
contact

山本 英幸
+81 3 5157 2806
hideyuki.yamamoto@bakernet.com

石川 敏夫
+81 3 5157 2808
toshio.ishikawa@bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事
務弁護士事務所
(外国法共同事業)

〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-13-10
プルデンシャルタワー
Tel + 81 3 5157 2700
Fax + 81 3 5157 2900
www.taalo-bakernet.com
www.bakernet.com

国税不服審判所が TDK 株式会社の移転価格課税 141 億円を取り消す

国税不服審判所は、2010年2月1日付けで、TDK株式会社（以下、「TDK」という）に対して、同社の移転価格税制に基づく更正処分の取消しを求める審査請求について、およそ141億円の処分を取り消す裁決を行いました。

1. 本審査請求事案の経緯

東京国税局長は TDK に対して、2005年6月29日付けで、同社と海外子会社との間の取引に対して移転価格税制を適用し、およそ213億円の所得移転があったとする更正処分を行いました。

TDK は当該更正処分を不服とし、東京国税局長に対して、同年8月26日付で異議申立を行い、そして、2007年6月29日付けで同局長によって原処分の一部であるおよそ30億円を取り消す異議決定がなされました。

TDK は当該異議決定を受けた後なお不服があるとして、2007年7月26日付で、東京国税不服審判所長に対して、原処分の取り消しが認められなかった部分の取り消しを求める審査請求を行いました。

そして、およそ2年半にわたる審査を経て、国税不服審判所長によって、2010年2月1日付けで原処分の一部であるおよそ141億円を取り消す裁決が行われました。当該裁決の結果、TDK にはおよそ94億円の還付を受ける見込みです。

2. コメント

移転価格税制に関しては、未だ明確な基準が定められていない部分が多く、その取扱いを巡って納税者と税務当局の見解が大きく食い違うケースが多々見られます。このような背景から、移転価格税制が適用された更正処分については、これまで多くの事案が異議申立、審査請求、更には、税務訴訟の場で争われております。

これら多くの不服申立事案のうち、税務訴訟で納税者が勝訴した事案は現在のところ1件のみしかありませんが、審査請求においてその一部が取り消された事案は数件存在しています。本件もそのうちの1件となりますが、移転価格課税に関する審査請求において、極めて多額の金額が取り消された事案はこれまでに存在していません。

本件は、およそ141億円という非常に大きな金額が取り消されたはじめての事案であり、現在係争中の、更には、今後の移転価格課税に関する不服審査に大きな影響を与えることになると考えられます。また、本件によって、審査

請求の有効性、重要性が改めて認識させられることとなり、これからの審査請求の適正な活用に期待が持たれます。

©2010 Baker & McKenzie. 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、スイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.